契約解除

訪問販売・マルチ商法などの契約解除には、

「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。電子メール等の電子媒体で通知することもできます。その場合は、送信メールか画面のスクリーンショットを保存しておきましょう。

■クーリング・オフの手続きの手順（ハガキの場合）

1. 契約書面を受け取った日を含めて8日または20日以内に、書面で通知します。
2. ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。
3. ハガキは「特定記録郵便」または「簡易書留」で送ります。
4. 支払ったお金は、全額返金を要求できます。商品の引き取り費用は事業者負担です。

■ハガキの書き方の例

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日　令和○○年○月○日
商品名　○○○○
契約金額　○○○○○○円
販売会社　株式会社 ××××□□営業所
担当者△△△△

支払った代金○○○○○○円を返金し、商品を引き取ってください。

令和○○年○月○日
川崎市○区○町○丁目○番○号
氏名　○○○○

■クーリング・オフができる期間は下記のとおりです。

- 訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールス等）
- 特定継続的役務提供（エステティックサロン・語学教室等）
- 電話勧誘販売
- 訪問購入（いわゆる訪問買取）

8日間

- 業務提供誘引販売取引（サイドビジネス商法等）
- 連鎖販売取引（マルチ商法）

20日間

◆通信販売は、原則クーリング・オフができません。◆消耗品（化粧品・健康食品）で使用した分は、原則クーリング・オフができません。

クーリング・オフの適用には条件があるので、詳しくは消費者行政センターに相談してください。

困ったときには、消費者行政センターにご相談ください。

川崎市消費者行政センター

相談窓口 044-200-3030　消費者ホットライン 188

相談時間
月～金曜日　9：00～16：00（金曜日は電話相談のみ19：00まで受付）
土曜日　10：00～16：00（土曜日は電話相談のみ受付）
＊日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く

消費者行政センターってどんなところ？

消費者行政センターでは、商品を購入したり、サービスを利用した際の販売方法・契約・品質・価格など、消費者と事業者間のトラブルに関し、専門の消費生活相談員が、解決のための助言、あっせん、情報提供などを行っています。
これまで、仕方がないと解決をあきらめていたトラブルはありませんか?
困ったときはひとりで悩まず、すぐに相談してください。

令和５年12月作成

「この話、いいかも!」と思ったあなた、いいカモです。

関東甲信越ブロック 若者悪質商法被害防止キャンペーン

お近くの消費生活相談窓口につながります　**消費者ホットライン 188**

Colors, Future! 川崎市

川崎市消費者行政センター

044-200-3030

川崎市消費者行政センター　検索

ウマイ話には裏があるカモ…！

困ったら、一人で悩まず すぐ相談！

マルチ商法

販売組織の会員になって商品を販売すれば、紹介料がもらえる商法。商品購入後、「人を紹介すれば収入が得られる」と告げられるマルチまがい商法もあります。

カモにならないために…

- 「簡単にもうかる」といったウマイ話は信じない！
- 友達から誘われても、きっぱりと断る！

こんな目にあってしまうカモ…

- 実際は全くもうからず、商品等を購入するためのローン（借金）だけが残ることも！
- 知人・友人を勧誘するしくみのため、今度はあなた自身が加害者に…

美容に関するトラブル

SNS広告等を見て、安いと思い店舗に行ったところ、高額な美容関連のコースを勧誘される等のトラブルが多く見られます。

カモにならないために…

- 「今日決めるなら割引」などの勧誘に、あわててその場で契約せず、持ち帰って慎重に判断する。
- 必ず契約時に申込書面の内容（施術期間、回数、契約額）と支払方法（特に分割払の総額）を確認する。
- 契約前に身体へのリスクや安全性について説明を求め、検討する。

アポイントメントセールス

販売の目的を隠して店舗等に呼び出し、契約を結ばせる商法。

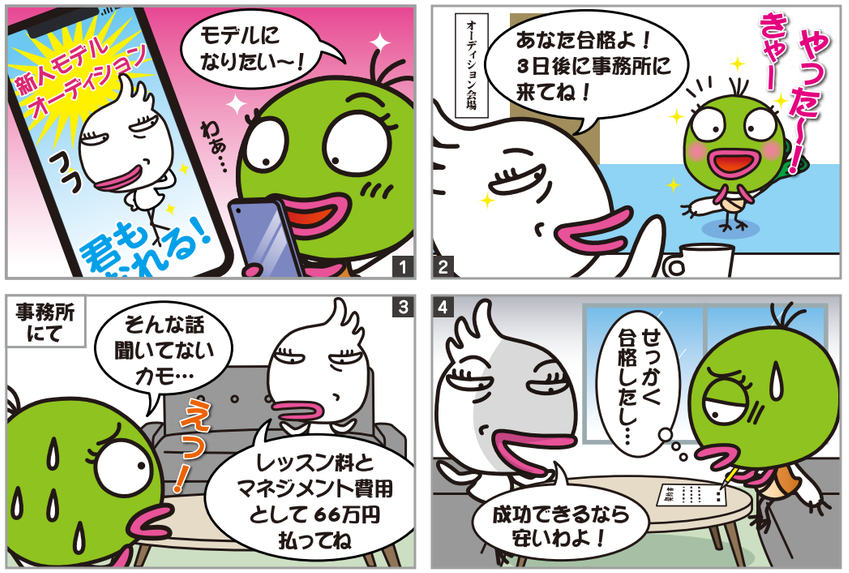

カモにならないために…

- 「あなただけ特別！」と勧誘されても、その場の雰囲気で契約を結ばない！
- 悪質事業者が友達を装っている場合があるので、SNSで知り合った人と会う時は慎重に。

こんな手口にも注意！

就職活動のアンケートに答えると、後から「無料セミナーを受けないか」と呼び出され、セミナー終了後、就職活動向けの高額な講座を強引に契約させられる。

定期購入に関するトラブル

SNS広告等を見て、通常より安く「お試し」で購入したところ、実は定期購入が条件だったというトラブルが多く見られます。

カモにならないために…

- ネット上の「お得」「今がチャンス」などの広告を安易に信用しない。
- 「お試し」で割引価格をうたう広告は、定期購入が条件になっていないか、契約内容を最終確認画面でよく確認する。
- 解約や返品条件は、注文前に必ず確認する。
- 通信販売はクーリング・オフができない。